

規程の作成ポイント

有機農産物の小分け業者用

認証の技術的基準では、生産行程の管理又は把握の実施方法（小分け業者においては小分け、受入れ保管の実施方法）を内部規程に、格付の実施方法を格付規程（小分け業者においては格付の表示の実施方法を「格付表示規程」）に具体的かつ体系的に整備することが求められています。

●具体的かつ体系的とは

- ①具体的とは、規程を読んで関係者がとるべき行為やその内容をはっきり知ることができること。（事業者の規模や組織体制によって具体的のレベルや内容は異なります）
- ②体系的とは、物事を秩序（順序）づけて統一したもので、矛盾や食い違いがないようにまとめられていること。

【規程の作成ポイントで使用している用語】

略 語	正 式 名 称
JAS 法	日本農林規格等に関する法律
JAS 法施行規則	日本農林規格等に関する法律施行規則
農 産	有機農産物の生産行程管理者
加 工	有機加工食品の生産行程管理者
小 農	有機農産物の小分け業者
小 加	有機加工食品の小分け業者
小 分	有機農産物の小分け業者と有機加工食品の小分け業者
認技（農産）	有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者の認証の技術的基準
認技（加工）	有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準
認技（小分）	有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者等の認証の技術的基準
JAS1605	有機農産物の日本農林規格
JAS1606	有機加工食品の日本農林規格
検査方法	有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品の生産行程についての検査方法
表示の様式及び表示の方法	有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法

-有機食品（有機農産物/有機加工食品）の小分け業者-

【内部規程】の作成ポイント

有機食品（有機農産物/有機加工食品）の小分け業者の認証申請しようとする者は、以下の項目について、内部規程に定めることが必要です。内部規程には、事業者名と作成日（改訂した場合は改訂日）を明記してください。

1. 小分けに関する計画の立案及び推進
（作成ポイント、定めるべき内容等） 小分け責任者には、「有機食品の小分けに係る計画を立て、その計画に従い小分けを行うこと」が認証の技術的基準で求められている。小分け責任者が、有機食品の小分けをどのように行うか、また、立案した計画の推進の確認方法等について定める。 ・ 小分け責任者が小分けの実施方法や時期とその手順 ・ 事業者内で行う会合や勉強会等の開催時期、参加対象者の範囲とその選出方法等 ・ 計画を立案する者の立場や人数（立案者の選任方法）、立案時期 ・ 立案した計画通りの小分けが行われているかを確認する時期、確認を行う者（各担当者等）及び評価方法等 ・ 計画の立案に伴い、これまでの認証機関へ届出している認証内容の変更（施設の増減、担当者の増減、使用する機械・器具等の変更）の掌握と、それらの事務手続き（届出を行う実務者、時期（事前又は変更後すみやかに）等）。
（備考）小分け責任者の職務として明文化すること。
【関連法規】 認技（小分）5.1 a）、認証合意書第 15 条
2. 工程に生じた異常等に関する処置又は指導
（作成ポイント、定めるべき内容等） 小分け作業において発生した異常事態及び認証の技術的基準に適合しない事態（使用禁止資材の混入、非有機食品との混同等）が発生した時に行う対応の方法について定める。 ・ 発生した異常等の小分け責任者への報告の手順・方法（発生した異常の内容と事態への対処の仕方、報告書の書式等）。 ・ 小分け責任者は、原因の究明、再発防止対策等（改善処置の従事者への徹底を含む）の処置。 ・ 認証機関への報告に関する手順等（認証機関に報告する時期・報告者や報告の方法等）。
（備考）実際にどのように行うかを明文化すること。
【関連法規】 認証の技術的基準（小分）5.1b)
3. 有機食品等の受入れ及び保管に関する事項
（作成ポイント、定めるべき内容等） 誰が受入を行うのか又有機と非有機の受入がある場合の区分方法 ・ 受入れ時の確認手順（有機 JAS マークの有無、名称及び原材料名等の表示、認証機関名、認証事業者名または認証番号のどれを記録書式に記録するかを明確に定める）の方法を定める。 ・ 記録書式名（上記の確認内容を記録する書式、日付や受入れ者名の記入欄等）を明記する。 ・ 有機と非有機を受入れる場合の区分方法（専用コンテナ、受入場所、混同防止の方法等）を定める。 ・ 納品書もしくは送り状等の有機農産物及び有機原材料の入荷の根拠となる書類の保管場所及び保管方法を定める。 ・ 誰がどこに保管するのか又有機と非有機の受入がある場合の区分方法

- ・ 有機農産物及び有機原材料の有機と非有機を保管する場合の区分方法を定める。(有機農産物及び有機原材料の専用保管場所、パレットによる区分等保管場所を具体的に記載する)
- ・ 保管記録 (保管場所を特定出来る書式、日付、作業名、入出庫が確認できる等)

【関連法規】 認証の技術的基準 (小分) 5.2 a)

4. 小分け前の有機食品等の格付の表示の確認に関する事項

(作成ポイント、定めるべき内容等)

受入れ後保管されている小分けを行おうとする有機食品等の格付の表示等の確認方法を明確にする。

- ・ 小分け作業開始の前 (開封前又は機械投入前) に誰が、どこで、格付の表示を確認するか定める。
- ・ 格付の表示を確認したことをどの書類に記録するかを定める。(小分け記録等に確認欄を設ける等)

【関連法規】 認証の技術的基準 (小分) 5.2 b)

5. 小分けの方法に関する事項

(作成ポイント、定めるべき内容等)

誰がどのように小分けを行うのか。小分けの手順、包装方法、表示方法等の管理方法を明確にする。

- ・ 小分け (選別・調製を含む) の手順、包装及び表示の手順を具体的に定める。
- ・ 有機と非有機の小分けがある場合の施設等の区分方法 (小分け日で区切る、非有機と並行作業しない等)
- ・ 小分け作業中に一時保管が発生する場合の保管方法
- ・ 作業内容を記録する書式名を定める。

【関連法規】 認証の技術的基準 (小分) 5.2 c)

6. 小分けに使用する機械及び器具に関する事項

(作成ポイント、定めるべき内容等)

小分けの入荷から出荷までに使用する機械、器具をリストアップし誰がどのように管理を行うか定める。

- ・ 有機専用又は非有機併用の確認。
- ・ 非有機と併用使用の場合の清掃方法などの区分管理方法と記録方法。(記録書式を定める)
- ・ 薬剤で機械・器具を洗浄した場合は有機食品への汚染防止方法。(薬剤除去方法を具体的に記載する)

【関連法規】 認証の技術的基準 (小分) 5.2 d)

7. 小分けの管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項

(作成ポイント、定めるべき内容等)

有機食品 (有機農産物・有機加工食品) の受入れから小分けに係る記録の作成とその記録とその根拠書類の保存等について、具体的に定める。

- ・ 作成すべき記録とその様式 (書式)。例: 受入記録、保管記録、在庫記録、小分け作業記録、清掃記録等。
- ・ 保存すべき根拠書類。例: 受入時の納品伝票、作業メモ、小分け指示書等。
- ・ 作成した記録及び根拠書類の保存期間 (賞味期限等を考慮)。

【有機加工食品】

- (1) 消費期限又は賞味期限が 1 年以上の有機加工食品については、当該有機加工食品の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間 (当該有機加工食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から 3 年間)
- (2) 消費期限又は賞味期限が 1 年未満の有機加工食品については、格付の日から 1 年間 (当該有機加工食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から 1 年間)。

【有機農産物】

- (1) 消費するまでの期間が 1 年以上の農産物については、出荷の日から 3 年間 (米、大豆などの穀物がこ

れに該当)。

- (2) 消費するまでの期間が1年未満の農産物については、出荷の日から1年間(野菜、果物等一般的な農産物がこれに該当)。

(備考) 仕入先等から、認証証等のコピーを入手している場合は、それも根拠書類として保存する。

【関連法規】 認証の技術的基準(小分) 5.2e)、認証合意書第16条、JAS 法施行規則第48条一の二の(11)

8. 苦情処理に関する事項

(作成ポイント、定めるべき内容等)

出荷した有機食品等について、出荷先等から寄せられたクレーム・苦情等の対処の方法について定める。

- ・ クレーム・苦情を受けた際の確認すべき事項(購入日、購入先、保管方法、有機性に関する苦情の具体的な内容)とその記録について全て記録する(記録書式等の作成等)。
- ・ 小分け責任者への報告の時期、方法(その場で対応・処理したものについてはその処理方法等の報告含む)、原因究明と対処方法(記録を含む)。
- ・ 認証機関の求めに応じて苦情の記録を利用させること。

【関連法規】 認証の技術的基準(小分) 5.2f)、認証合意書第23条

9. 認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

(作成ポイント、定めるべき内容等)

認証機関が行う調査等の受け入れについて定める。

- ・ 小分けを行う責任者、担当者、実務者らの立ち会い。
- ・ 調査等の実施の際は、円滑な業務の実施のため協力的に受入を行う。
- ・ 認証機関から派遣される検査員等から提示を求められた有機食品の小分けに係る記録及びその根拠書類等はすみやかに提示する。
- ・ 認証機関から派遣される検査員や認証機関から指摘を受けた際は、すみやかに対応する。

【関連法規】 認証の技術的基準5.2g)

10. 内部規程の見直し及び生産管理に従事する者への周知に関する事項

(作成ポイント、定めるべき内容等)

規程の定期的な見直しと従業員に十分に周知する方法を作成する。

- ・ 規程の見直しの手順(いつ、どのように、誰が行うか:実施時期を決める。1年に1回以上)
- ・ 見直し会合記録とその保管(見直し実施の根拠、見直しを実施したことがわかる記録。見直し会合において規程の見直しがない場合も「見直した結果見直す内容はなかった」等見直しを行ったことが分かるように記載すること)
- ・ 従業員に十分周知する手順方法(いつ、どのように、誰が行うか)を定める。
- ・ 従業員に周知した内容を記録する書類名とその保管方法を定める。

【関連法規】 認証の技術的基準(小分) 5.4

11. 有機食品等の取扱い施設における有害動植物の防除に関する事項

(作成ポイント、定めるべき内容等)

有機食品等の取扱い施設において、有害動植物の防除を行う場合は、具体的な方法を定めてください。

- ・ 有機農産物及び有機原材料の保管施設における有害動植物の防除を行う場合の汚染防止方法(粘着シート等の物理的方法による管理方法、使用可能な薬剤であることを確認し、原材料や製品への混入等を防止する)※有機管理で使用可能な薬剤は、JAS1605(有機農産物)表B.1の農薬及び表C.1の薬剤、JAS1606(有機加工食品)表C.1の薬剤。ただし、有機食品への混入を防止すること。

・ 有機農産物及び有機原材料の保管がない時の使用禁止薬剤を用いて有害動植物の防除を行う場合の管理方法（有機農産物及び有機原材料の保管がないこと、機械・器具への汚染防止方法、薬剤残留期間経過後換気及び施設、機械・器具等の清掃等の手順等の防除作業の記録書式を定める） ・ 施設に設置して、使用している機械及び器具の汚染防止対策 ・ 有害動物の防除、食品の保存または衛生の目的などで放射線照射を行わないこと
【関連法規】 JAS1605 箇条 5.13.2・5.13.3・5.13.4 及び表 B.1・C.1、JAS1606 箇条 5.3.5・5.3.6・5.3.7 及び表 C.1
12. その他（1～11 の事項の他に決めなどがある場合）
（作成ポイント、定めるべき内容等）
（備考）必要がなければ記載しなくて良い。

-有機食品（有機農産物/有機加工食品）の小分け業者-

【格付表示規程】の作成ポイント

有機食品（有機農産物/有機加工食品）の小分け業者の認証申請者は、以下の項目について、格付表示規程に定める必要があります。格付表示規程には、事業者名と作成日（改訂した場合は改訂日）を明記してください。

1. 格付の表示に関する事項
（作成ポイント、定めるべき内容等） JAS マーク（証票）の表示及び証票の取り扱い（保管場所）をどのように行うか。 ・ 受入れから、保管、小分け、包装等の作業後に、有機農産物にあつては JAS1605 箇条 5.13 の収穫以降の工程に係る管理に適合する管理ができていないこと、有機加工食品にあつては JAS1606 箇条 5.3 の製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理に適合する管理ができていないことを、記録で確認できたものに格付表示（有機 JAS マークを表示）する。←このことを、具体的に何の記録を確認して、誰が行うのか？ この確認を行った結果を何に記録するのか定めてください。 ・ 格付表示する有機 JAS マーク（証票）は、「有機農産物, 有機飼料, 有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法」に定めるマークの基準に従ったものの使用と確認方法（版下作成段階で認証機関へ確認を要請する等）を定める。 ・ どのように格付の表示（有機 JAS マーク）を行うか（シール、包材への印刷、容器への印刷等）を定める。 ・ 有機 JAS マークのシール及び有機 JAS マークを印刷した包材・容器等の使用にあたっては、シールや包材の種類別に使用記録（在庫記録）を作成し、その記録書式名を定める。（使用記録には、日付、使用目的、入出庫数、廃棄数、在庫数等が分かる記録であること。） ・ 有機 JAS マークの作製方法。（自家製パソコン又は業者依頼等、具体的に定める）と保管場所を定める。（鍵が掛かる場所に保管することが望ましい。） ・ 認証番号の表示について定める。
【関連法規】 認証の技術的基準（小分）7.2.1 の a）及び 7.2.2、JAS 法施行規則第 17 条一、JAS1605 箇条 5.13、JAS1606 箇条 5.3、有機農産物, 有機飼料, 有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法

2. 格付表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項

（作成ポイント、定めるべき内容等）

格付の表示を行った有機農産物又は有機農産物加工食品の荷口については、取り扱った内容が分かるように記録を残す必要がある。

- ・ 格付表示された有機農産物又は有機農産物加工食品の保管がある場合の保管場所及びその手順や記録書式について定める。（格付表示後に保管し、注文に応じ少量出荷の場合は保管場所及びその手順や入出庫が分かる記録書式について定める）
- ・ 格付表示された有機農産物又は有機農産物加工食品の荷口の出荷手順や出荷内容に係わる記録の作成を定める。
- ・ 格付表示された格付表示された有機農産物又は有機農産物加工食品の荷口について日本農林規格に適合しない場合の処分方法（自家消費、破袋、汚損、非有機原材料との混合等）の記録書式名を定める。

【関連法規】 認証の技術的基準（小分）7.2.1 のb)

3. 出荷後に JAS1605、JAS1606 等に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

（作成ポイント、定めるべき内容等）

格付表示して出荷後に、不適合（有機農産物ならば JAS1605・有機加工食品ならば JAS1606）と判明した荷口について、どのように対応するかを具体的に定める。

- ・ 不適合品の特定（該当する食品、取引先、数量等）の手順。
- ・ 取引先等への通知（有機食品でなくなった旨、有機 JAS マークの除去、在庫がある場合は有機食品として扱わない旨の要求、取引先等での対応についての報告）
- ・ 出荷後の不適合品に対する取扱い（回収や処分）とその記録方法
- ・ 認証機関への通知。

【関連法規】 認証の技術的基準（小分）7.2.1 のc)、JAS 法第 41 条

4. 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項

（作成ポイント、定めるべき内容等）

有機食品（有機農産物・有機加工食品）の格付表示に係る記録の作成とその記録とその根拠書類の保存等について、具体的に定める。

- ・ 作成すべき記録とその様式（書式）。例：格付表示確認表、有機 JAS マーク使用記録、出荷記録等。
- ・ 保存すべき根拠書類。例：売上伝票、有機 JAS マークの納品書等。
- ・ 作成した記録及び根拠書類の保存期間（賞味期限等を考慮）。

【有機加工食品】

- (1) 消費期限又は賞味期限が 1 年以上の有機加工食品については、当該有機加工食品の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該有機加工食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から 3 年間）
- (2) 消費期限又は賞味期限が 1 年未満の有機加工食品については、格付の日から 1 年間（当該有機加工食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から 1 年間）。

【有機農産物】

- (1) 消費するまでの期間が 1 年以上の農産物については、出荷の日から 3 年間（米、大豆などの穀物がこれに該当）。
- (2) 消費するまでの期間が 1 年未満の農産物については、出荷の日から 1 年間（野菜、果物等一般的な農

産物がこれに該当。)
・ 毎年度の格付実績についての取りまとめ及び認証機関への報告時期（毎年 6 月末日まで）。
【関連法規】 認証の技術的基準（小分）7.2.1 の d)、認証合意書第 7 条、8 条及び 16 条、 JAS 法施行規則第 48 条一の二の（10）及び（11）
5. 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
（作成ポイント、定めるべき内容等） ・ 格付表示担当者らの立ち会いについて定める。 ・ 速やかに書類の提示を行うことについて定める。 ・ 指摘事項の速やかな改善を行うことについて定める。 ・ 調査が円滑に行われるように協力的な受け入れについて定める。
【関連法規】 認証の技術的基準（小分）7.2.1 の e)
6. 名称の表示に関する事項 ※有機農産物の小分け業者の場合
（作成ポイント、定めるべき内容等） ・ 有機農産物の名称表示はどのようにするか（JAS1605 簡条 6 に定める名称の表示の中から、「有機精米」「有機栽培キャベツ」等、具体的にどの表示をするのか）。 ・ 有機農産物の名称の表示の確認の方法と食品表示基準に従った表示が適切に行われているかの確認方法について定める。
【関連法規】 認証の技術的基準（小分）7.2.3、JAS1605 簡条 6、食品表示基準
6. 名称の表示に関する事項 ※有機加工食品の小分け業者の場合
（作成ポイント、定めるべき内容等） ・ JAS1606 簡条 6 に定める名称の表示及び原材料の表示の基準に沿った表示であることの確認をいつ、どのように行うかについて定める。 ・ 有機加工食品の名称及び原材料名の表示方法の具体化（名称：有機コーヒー、原材料名：有機コーヒー豆等）について定める。 ・ 食品表示基準や公正競争規約等に従った表示が適切に行われていることの確認方法について定める。 ・ 名称及び原材料名表示の作成において、版下作成段階で認証機関へ表示方法を照会することについて定める。
【関連法規】 認証の技術的基準（小分）7.2.3、JAS1606 簡条 6、食品表示基準